

省 令

○農林水産省令第三号

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第三十五条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年一月十五日

農林水産大臣 亀井 善之

農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。別表第七関東の項位置の欄中、「高崎市」を「前橋市」に改める。

附 則

この省令は、平成十六年一月十五日から施行する。

告 示

○総務省告示第六号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、熊本県熊本郡田浦町及び熊本郡北町を廃し、その区域をもつて熊本郡芦北町を設置する旨、熊本県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第七号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、広島県甲奴郡上下町を廃し、その区域を府中市に編入する旨、広島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第八号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、広島県豊田郡川尻町を廃し、その区域を呉市に編入する旨、広島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第九号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、愛媛県川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村及び同郡土居町を廃し、その区域をもつて四国中央市を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、愛媛県東宇郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町及び西宇郡那三瓶町を廃し、その区域をもつて西宇市を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十一号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、滋賀県甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町及び同郡信楽町を廃し、その区域をもつて甲賀市を設置する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十二号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、徳島県榑野郡島町、同郡川島町、同郡山川町及び同郡美郷村を廃し、その区域をもつて吉野川市を設置する旨、徳島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十三号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、岐阜県益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町及び同郡馬瀬村を廃し、その区域をもつて下呂市を設置する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十四号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、静岡県田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町及び同郡中伊豆町を廃し、その区域をもつて伊豆市を設置する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十五号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、静岡県榛原郡御前崎町及び小笠原郡岡町を廃し、その区域をもつて御前崎市を設置する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十六号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、大分県佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本庄村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡水津村及び同郡蒲江町を廃し、その区域をもつて佐伯市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月三日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十七号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、兵庫県養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町及び同郡関宮町を廃し、その区域をもつて養父市を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十八号

市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、新潟県北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村及び同郡入広瀬村を廃し、その区域をもつて魚沼市を設置する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎

○総務省告示第十九号

統計法

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十六年一月十五日

総務大臣 森生 太郎